

地方議会議員の厚生年金への加入を求める決議

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、平成 27 年 4 月に実施された統一地方選挙では、道府県議会議員選挙、市区町村議会議員選挙の平均投票率が過去最低となるなど、近年、住民の政治への関心の低さや地方議会議員のなり手不足が特に町村議会において深刻な問題となっている。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、人材の確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

平成 29 年 10 月 26 日

全国都道府県議会議長会

平成 30 年度政府予算編成に関する提言(抜粋)

平成 29 年 10 月 26 日

【地方議会議員の厚生年金加入のための法整備の実現】

国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現すること。